

令和4年 第1回
仁木町議会定例会会議録
(1日目)

開 会 令和4年3月10日(木)

散 会 令和4年3月10日(木)

仁 木 町 議 会

令和3年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 令和4年3月10日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）
日程第7 議案第2号 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第3号 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第4号 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第10 執行方針 令和4年度仁木町町政執行方針
令和4年度仁木町教育行政執行方針

令和4年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 4年 3月10日（木） 午前 9時30分

散 会 令和 4年 3月10日（木） 午前11時58分

議 長 横 関 一 雄

副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之	2 番 木 村 章 生	3 番 門 脇 吉 春
4 番 佐 藤 秀 教	5 番 嶋 田 茂	6 番 野 崎 明 廣
7 番 上 村 智恵子	8 番 宮 本 幹 夫	9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 佐 藤 聖一郎	産 業 課 長 菊 地 健 文
副 町 長 林 幸 治	産 業 課 参 事 嶋 井 康 夫
教 育 長 岩 井 秋 男	建 設 課 長 可 児 卓 倫
総 務 課 長 鹿 内 力 三	教 育 次 長 奈 良 充 雄
財 政 課 長 和 田 秀 文	農 業 委 員 会 会 長 鶴 田 壽 廣
企 画 課 長 新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長 三 沢 世 紀
住 民 課 長 河 井 健	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 芳 岡 廣
住 民 課 参 事 渡 辺 和 之	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (鹿 内 力 三)
ほ け ん 課 長 渡 辺 吉 洋	代 表 監 査 委 員 原 田 修
ほ け ん 課 参 事 浜 野 公 子	識 見 監 査 委 員 今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和4年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月28日月曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、議案18件、意見書1件の計19件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、4人から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6から第9の補正予算につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第10の執行方針につきましては、令和4年度仁木町町政執行方針及び、令和4年度仁木町教育行政執行方針の説明でございます。1日目はここまでとし、散会いたします。次に、定例会2日目。日程第11の一般質問につきましては、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、木村議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第12から第15の令和4年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、令和4年度各会計予算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第16から第20の条例改正、日程第21の指定管理者の指定、以上6件につきましては、予算に関連する議案のため、一括提案説明を受けた後、令和4年度各会計予算特別委員会に付託し審査いたします。

令和4年度各会計予算特別委員会の日程案について申し上げます。1日目、3月11日は正副委員長の互選を行います。2日目、3月14日は付託議案の説明を行います。3日目、3月16日、4日目、3月17日は付託議案の質疑を行います。5日目、3月18日は付託議案の質疑及び討論・採決を行います。

続いて、日程第22から第23の条例改正及び廃止につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第24から第25の計画変更につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。2日目はここまでとし、散会といたします。続いて、定例会3日目。日程第26の意見書につきましては、即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第27の委員会の閉会中の継続審査、日程第28の委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和4年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月10日木曜日、会期は開会が3月10日木曜日、閉会が3月23日水曜日の14日間といたします。なお、3月12日から21日までは休会といたします。

最後に、その他の事項でございます。町内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認されているため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本定例会の議会運営をフェーズ1によることといたしました。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月10日から3月23日までの14日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月10日から3月23日までの14日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月12日から21日までの10日間休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月12日から21日までの10日間休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

議案第1号の提案説明をさせていただく前に、このたび、令和4年第1回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集賜り、厚く御礼申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは早速であります、議案第1号の提案説明をさせていただきます。議案第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7669万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2441万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、第3表 地方債補正による。令和4年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額1億7669万4000円を追加し、補正後の合計を45億2441万3000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額1億7669万4000円を追加し、補正後の合計を45億2441万3000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。第2表 繰越明許費でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、情報

処理管理事務経費、総合行政システムは、令和3年度に支出が終わらない見込みのため272万8000円を次年度に繰り越すものでございます。

5 ページ、第3表 地方債補正、1. 追加でございます。仁木町社会福祉協議会補助事業について、過疎債ソフト事業の追加配分により、2540万円の追加、下段、2. 変更は、公衆無線LAN環境整備事業から緊急浚渫推進事業の4事業について、事業完了に伴い限度額を変更するものであります。

7 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、町税から22 款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から14 款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、国道支出金が15万8000円の減、地方債は1810万円の増、その他が1120万7000円の減、一般財源は1億6995万9000円の増となっております。

9 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、町税、1 項、町民税につきましては、収入見込みにより2763万5000円の追加、2 項、固定資産税は、コロナウイルスの法改正により680万8000円の減額、3 項、軽自動車税は、滞納なしにより1万4000円の減額、4 項、市町村たばこ税は、税率変更により199万9000円の追加でございます。

10 ページをお開き願います。11 款、1 項、地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付分6299万8000円の追加でございます。

11 ページ、15 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる費用73万4000円の追加、2 項、国庫補助金は額の確定及び保育士の処遇改善により200万7000円の追加でございます。

12 ページをお開き願います。16 款、道支出金、1 項、道負担金につきましては、額確定により53万8000円の減額、2 項、道補助金も額確定により、236万1000円の減額でございます。

13 ページ、17 款、財産収入、1 項、財産運用収入につきましては、額確定により172万8000円の減額、2 項、財産売却収入は、土地、立木の売却により351万5000円の追加でございます。

14 ページをお開き願います。18 款、1 項、寄附金につきましては、一般寄附とふるさと納税寄附8020万円の追加と、目を新設し、企業版ふるさと納税寄附金300万円の追加でございます。

15 ページ、19 款、繰入金、1 項、基金繰入金につきましては、事業完了見込みにより1308万9000円の減額でございます。

16 ページをお開き願います。21 款、諸収入、5 項、雑入につきましては、額確定により104万4000円の追加、17 ページ、22 款、1 項、町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

19 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、1 項、議会費につきましては259万円の減額で、すべて執行残でございます。

21 ページをお開き願います。2 款、総務費、1 項、総務管理費は1401万円の追加で、22 ページ、プログラム関連負担金と道職員人件費、庁舎燃料費の追加、28 ページ、ふるさと振興基金の積立、その他につきましては、支出見込みによる減になります。3 項、戸籍住民登録費は、財源内訳の変更、4 項、選挙費は140万3000円の減。30 ページ、5 項、統計調査費は7万7000円の減、31 ページ、6 項、監査委員費は4万9000円の減で、すべて執行残になります。

32 ページをお開き願います。3 款、民生費、1 項、社会福祉費につきましては428万4000円の減額で、職員手当の追加、33 ページ、後志広域連合負担金、生活困難者への負担軽減助成金、法改正による国民年金

システム改修費の追加、他は執行見込みによる減でございます。

下段33ページ、2項、児童福祉費は379万9000円の減額で、34ページ、保育士の処遇改善補助金と返還金の追加、その他は執行残となります。

36ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費は1856万7000円の減額で、返還金とクリーンセンターの電気料の追加、その他支出見込みによる減でございます。

39ページをお開きください。6款、農林水産業費、1項、農業費につきましては232万7000円の減額で、鳥獣被害対策実施隊員報酬と、40ページ、有害鳥獣対策経費の追加、その他は執行残です。

41ページ、2項、林業費は執行残83万9000円の減額でございます。

42ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましては、4590万8000円の追加で、ふるさと納税サイト利用料と、44ページ、ふるさと納税委託料の追加、その他は事業完了による減になります。

46ページをお開き願います。8款、土木費は事業完了により450万8000円の減額でございます。

48ページをお開き願います。9款、消防費につきましても事業完了により19万7000円の減額でございます。

49ページ、10款、教育費、1項、教育総務費につきましては、高等学校通学費補助51万6000円の追加、2項、小学校費は、電気料の増と執行残で10万1000円の追加、50ページ、3項、中学校費も電気料の増と執行残で26万7000円の追加。

51ページ、4項、社会教育費は、執行残で77万8000円の減額、52ページ、5項、保健体育費も執行残で50万円の減額でございます。

53ページ、13款、諸支出金、1項、基金費は、減債基金、公共施設等整備基金、土地開発基金への積立で、合わせて1億5581万円の追加でございます。55ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間は、最長で40分といたします。

質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、予算書の9ページ。只今のご説明で、固定資産税が680万8000円減額ということでございますが、これはコロナによる影響ということではございましたけれども、もう少し具体的にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）今回のこの減額補正につきましては、令和3年度に限りなんですけれども、土地の課税標準額を据え置くという措置が法改正になっております。それに伴って減額をさせていただきました。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それでは、予算書の14ページ、ふるさと納税の寄附金の関係でお尋ねしますけれども、このふるさと納税につきましては、年々増加し、非常に財政的にも助かるという部分でございますけれども、今回も8000万円補正ということで、最終予測では4億8000万円ぐらいになるんじゃないかということでございますが、

非常にこれは、皆さんのご努力で、これだけの金額が毎年こう増えているわけで、つきましては評価に値するのかなと思っております。

それで今回、更に8000万円補正ということでもありますけれども、12月にも8000万円を補正し、この部分でいくと1億6000万円、12月と今回を合わせますと1億6000万円補正ということになりますが、それで、今現在の寄附の実績と、今後の見通しについてご説明願います。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今現在、昨日現在なんですけれども、4億6089万円という寄附の申込みが入っております。

今までの経過としましては、12月の議会のときにご報告させてもらって、補正した段階ぐらいでは、3億2000万円ほどでした。それである時点では、あと8000万円ぐらい増えるということで、4億円という想定だったんですが、実は12月20日から31日までの間に1億円の寄附が入ってきまして、想定よりもかなり多く増えたということで、今回補正という形をさせていただいております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今後の見通しなんですけど、目標に達することができるでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）今後の見通しとしてはですね、3月中に残り2000万円ということなんですけれども、多少、今は申込みが、年末の駆け込みの後少し落ちついてきているというか、そういう部分がありますので、このペースでいくと4億7000万円とちょっとかなというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

非常に毎年額が増えていって、担当の皆さんも非常に頑張っているなということで、評価できると思います。

それでは次に、下段の企業版ふるさと納税の関係なんですけど、うちの町でこれは初めての企業版ふるさと納税の寄附だと思いますけれども、今回300万円が計上されております。それで、私もあまりこれは詳しくわからないので、寄附の申請や、あるいはどういうものに寄附をするのか。確かこれ、ふるさと事業のプロジェクトに対しての寄附ということであったかと思うんですが、それで企業としては、どういう形で仁木町を選ばれたのか、そして寄附申込みから、寄附を受けるまで、受領するまでの一連の流れ等々、この企業版ふるさと納税の内容について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今のご質問にお答えいたします。

まず今、企業版ふるさと納税という制度、仕組みでございますけれども、こちらにつきましては、正式名称が地方創生応援税制ということでですね、国が認定しました地方公共団体の地方創生の取組に対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係の税等そちらの方を税額控除、法人税等で最大9割ということで控除する仕組みとなっております。

本町におきましては、令和2年7月に地方再生計画が国の方から認めていただきまして、企業版ふるさと納税を受ける体制ということで、整っております。これまで企業版ふるさと納税につきましては、細部の事業プロジェクトというところに対して認定を受けるという形であったんですけれども、緩和がされま

して、まち・ひと・しごと創生の計画、そちらの方に準拠した形の包括的な計画でも認定が可ということですね、令和2年のときに認定を受けてございます。

そして、寄附の流れといたしましては、企業の方が町に対して寄附をしたいということで申し出があってからということでもありますけれども、地方創生の取組、本町であれば、まち・ひと・しごとの部分に関連する事業ということで、そちらに該当するものに対して申請用紙にチェックを入れていただきまして、こういう事業に使っていただきたいということで、寄附を受ける形になります。本町の方としては、それを寄附の受領が確認出来た段階で、受領証明書なるものを、企業さまに送付をして、企業さまは決算時期に合わせてというところになるかと思えますけれども、法人税の申告をすると、その際に法人税等が最大で9割減額されるというところが大きなメリットではあるかと思えます。

まず、企業さまとしてはですね、その他今、近年では地方創生ということで、各地域がですね、そのような様々な地域の活性化の取組を進めておりますので、そちらの方に支援をする。企業さまの方で支援をするということですね、イメージアップですとか、企業さまのPRというところ、そして近年では自治体との共同での事業推進というところも出てきておりますので、そういったところでですね、企業さまとしては効果を見いだしているものではなかろうかというふうに思っております。本町については、今回は初めての受領ということになります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）内容に付きましてはわかりました。

これは、いつ頃寄附を受けたんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）寄附は、昨年12月中旬以降でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで企業版ふるさと納税は寄附を行うことで、例えば返礼品だとか何か経済的な利益を受けることは企業にとっては禁止されているということなんで、それはちょっと私も調べたらそういうことでしたので、先ほどもちょっとお話がありましたけれど、企業にとってはですね、何か税控除の他に、うちの町として、何かメリットはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）企業さまの方としては、先ほどお話しさせていただきましたメリットがあらうかと思えます。本町のメリットといたしましては、本町の事業に対する理解を深めていただけるということですとか、一緒にそこで協力的なパートナーシップという形の関係構築というのもですね、いろいろ図られるものではないかということを考えています。

○議長（横関一雄）他にございませんか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）34ページの保育士の処遇改善なんですけれども、これは、介護とか学童保育の保育士の処遇改善ということで、月額9000円の引上げということで出しているものだと思うんですけれども、仁木町の処遇改善はどこの範囲で保育士さんに出しているんでしょうか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）只今のご質問にお答えいたします。

まず、今回の保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線におきまして働いております保育士等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うということを前提としましてですね、令和4年2月分から本年9月分までの月額収入の3%程度、月額にして先ほど言われましたとおり9000円程度引き上げるための措置を実施するということが昨年国において閣議決定はされてございます。

今回の事業の対象につきましては民間の保育園の保育士を対象に行うことを想定してございます。その他の放課後児童クラブですとか、その他、大江へき地保育所、銀山へき地保育所などもあるんですが、今回この事業につきましては、基本給や毎月決まって支払われている手当による賃金改善が要件となっております。ですので、実施期間後の令和4年10月以降も引き続き賃金改善が継続されるという前提になっておりまして、その財源につきましては、既存の負担金ですとか、交付金に組み込まれることとなりまして、当然市町村負担も発生することとなっております。それです、大江へき地保育所、銀山へき地保育所につきましては、令和3年度から5年度までの指定管理料の基準額算定におきまして、その前の期、平成30年から令和2年の月給から、今回の令和3から令和5年度までの月給にわたりまして、それぞれ常勤の保育士所長であれば6万円程度、常勤の保育士であれば3万7000円程度、保育従事者であれば3万7000円程度の増額の算定基準の見直しを行っておりまして、今回こういったことから、大江・銀山の両へき地保育所に今回の事業の適用は行わない予定としております。また、放課後児童クラブにつきましては、まず、仁木の放課後児童クラブにつきましては、町から社会福祉協議会へ委託して実施しております。それで仁木の放課後児童クラブにつきましては、令和3年度から放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業という事業を行っておりまして、それにより処遇改善を図っているところでございます。これにつきましては放課後児童支援員1人当たり月額1万円、また経験年数5年以上で、資質向上の研修を受講された場合については、月額プラス1万円の2万円を支給するという事業ですので、今回、仁木の放課後児童クラブにつきましてはこの事業を行っているということで、今回の事業を行わないこととさせていただきます。また更に、銀山放課後児童クラブにつきましては、町が直接雇用している会計年度任用職員ということで実施しております。銀山の支援員、会計年度任用職員につきましては特段の処遇改善を図っておりませんが、同様の会計年度任用職員との給与の均衡等の関係からちょっと差が生じるということもありまして、今回ちょっと銀山の放課後児童クラブの支援員につきましては処遇改善を見送っている状況であります。以上です。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）そうすると、10月からは町と保育所の方で、引き続き賃上げというのはなされていくということだと思いますけれども、何名ぐらいを予定して立てているんでしょうか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）現時点で仁木保育園の職員につきましては、施設長が1名、常勤保育士が11名、パート保育士が7名、事務員が1名、計20名おります。

今回の交付金につきましては、本年の2月から9月分までにつきましては、実施要綱に基づき算定しました基準額が10分の10で補助されることになっておりまして、10月以降につきましては補助がなくなりまして、その後は、子ども子育て支援交付金の方で手当てされる予定となっております。以上です。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）わかりました。

それと、43ページなんですけれども、多目的滞在施設の管理運営費に関係してくると思うんですけれども、多目的滞在施設は今までコロナの中で仁木町で出ている人たちに使われたことはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問にお答えします。

多目的滞在施設ですが、実際に今年度はコロナ関係の利用はございません。以上です。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）何人か出ているかと思うんですけれども、そういう人で個人的に家庭の中で別居しなければならないとかそういった場合には、ここは使用出来たんでしょうか。まず、それをお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、この施設設置の段階での設置条例などでは、コロナが発生している町内の医療機関又は介護福祉施設等、そういうところでコロナが発生したときに、その施設で従事している方々が、例えば、その施設でクラスターが発生しているけれども、その従事者の方は雇っていないというような方が、自宅等を行き来することによって、万が一ウイルス感染して自宅の他の家族にうつしてしまったり、また、自宅から通っていることによって、うつす可能性があるということで、例えばその家族の方、子どもさんでしたら学校とか、奥様でしたら他の職場というところから、「ちょっと危ないんで、お休みしてもらいたい」とか、そういうお話が札幌の方ではそういう例が以前にございました。ですから、そういうものを回避して、従事できる方が安心して、そこから通って、自分たちの施設の事業の方に従事していただけるようにということでの設置ですので、一般の町民の方がたまたま感染されたというようなことで使わせてくださいというものに対しては、利用の方は今回はご理解いただいて、させていないというところでございます。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）今回、16名出た中では、やはり職場の中で出ているかと思うんですよね、5人ほど。そういう方たちではなくて、接触される方、なった方は駄目なんですね。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）ここの施設としては、コロナに感染した陽性者の方を入れるという施設としては考えておりません。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会

計補正予算（第8号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1238万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9674万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第2号、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額1238万8000円を追加し、補正後の合計を1億9674万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から5款、基金積立金まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額1238万8000円を追加し、補正後の合計を1億9674万9000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳はその他が73万6000円の減、一般財源が1312万4000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税につきましては、収入見込みにより2462万5000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。4款、繰入金につきましては、1150万1000円の減額で、繰入れなしにより廃項としております。

7ページ、6款、諸収入、4項、受託事業収入につきましては、収入見込みにより73万6000円の減額でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、後志広域連合負担金の額確定により261万4000円の減額でございます。

10ページをお開き願います。2款、保健施設費、1項、特定健康診査等事業費につきましては、短期人間

ドック委託料等、特定健康診査委託料の執行見込みにより73万6000円の減額でございます。

11ページ、5款、1項、基金積立金につきましては、財政調整基金への積立て1573万8000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号

令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1161万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5104万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和4年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第3号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金から、6款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額1161万7000円を減額し、補正後の合計を4億5104万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額1161万7000円を減額し、補正後の合計を4億5104万5000円とするものでございます。

3ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。配水管整備事業大江地区の事業費確定に伴い、起債限度額を1億2180万円とするものであります。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開きください。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、国道支出金が30万8000円の減、地方債が60万円の減、その他が141万3000円の増、一般財源が1212万2000円の減となっております。

7ページをお開きください。歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金につきましては、事業完了により30万8000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては1212万9000円の減額でございます。

9ページ、5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料につきましては、目を新設し、7000円の追加、3項、雑入は、額確定により141万3000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。6款、1項、町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、執行残257万1000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。2款、1項、施設費につきましても執行残904万6000円の減額でございます。以上で説明終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号

令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7653万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第4号、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料、3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額129万3000円を追加し、補正後の合計を7653万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額129万3000円を追加し、補正後の合計を7653万2000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、一般財源が129万3000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込みにより232万4000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、額確定により103万1000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金額の確定によりまして129万3000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決し

ます。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第10 執行方針

令和4年度仁木町町政執行方針

令和4年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第10、執行方針『令和4年度仁木町町政執行方針』、『令和4年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、令和4年度仁木町町政執行方針について、発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和4年度町政執行方針。1. 町政執行について。

令和4年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、令和4年度の町政執行方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生してから2年が過ぎました。この間、感染力の高いデルタ株、オミクロン株へと変異を続けながら感染の連鎖が続き、全世界の人々の生活や経済を停滞させ、さらには人や社会の価値観までも変える甚大な影響をもたらしております。新型コロナウイルス感染症により、不幸にしてお亡くなりになりました方々のご冥福と罹患された方々の一日も早いご快癒をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆さまに衷心より敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスとの戦いは、もうしばらく続くことと思いますが、町民同士の支え合いの下、感染された方やそのご家族の方々への思いやりの気持ちを持って、地域全体で力を合わせてこの難局を乗り越えていくことが明るい未来につながるものと考えております。町といたしましても、ワクチンの追加接種（3回目接種）を希望される方々が円滑に受けていただくため、ご高齢の方を始め接種予約を取りづらい方々の予約をサポートするなど、これまでの経験を糧に、町民の皆さまに寄り添った対応に努めてまいります。一日も早くこの事態が終息し、平穏な生活を取り戻せることを願うところであります。

さて、昨年5月に、多くの町民の皆さまのご支援をいただき、無投票により第三期目の仁木町長としての職に就任しましてから、2年目を迎えることとなります。三期目の立起に当たり、町民の皆さまにお約束した「仁木愛（にぎあい）あふれる町づくり」を実現するため、昨年度からスタートしました「第6期仁木町総合計画」や3年目を迎える「仁木町まち・ひと・しごと総合戦略」を基軸に据え、総合計画の掲げる「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたち

のために～」を仁木町に思いのある全ての方々と共有しながら「町民に健康と安心を」、「町民に質の高い教育を」、「町民に生活の潤いを」、「町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を」、「町民とともに推進するまちづくりを」を基本目標として事業を進めてまいります。2020年に実施された国勢調査における本町の人口は3180人で、2015年の前回調査から318人の減少となり、少子高齢化、人口減少が進んでおります。一方、本年1月28日に公表された「令和3年住民基本台帳人口移動報告」によると、全道179市町村のうち149市町村では人口が社会減となっている中、本町は札幌市、江別市、恵庭市、帯広市等につき、全道第11位となる24人の社会増となりました。とりわけ、15歳から64歳の生産年齢人口の増加が顕著となっており、本町がこれまで重点的に取り組んできた、新規就農者の確保、新規ワイン事業者の定着支援、定住住宅の新築・改築の補助を始め、定住人口の増加に向けた各種取組の成果が着実に表れているものと考えております。本年度におきましても、これまでの成果と実績を踏まえ、定住人口の増加に向けた取組を一層強化するほか、町外からの優良企業の誘致を始め、雇用の場の創出にも取り組んでまいります。

また、昨年12月に、北海道新幹線開業に伴う、並行在来線である函館本線のJR北海道からの経営分離後の在り方について、バスへの転換が現実的とする考え方を表明させていただきましたが、並行在来線のバス転換を含め、少子高齢化が進展している中、地域公共交通サービスを維持していくことが喫緊の課題となっていることから、持続可能な公共交通システムづくりの構築に向け、全力で取り組んでまいります。

本年度より、念願でありました「保育園」、「放課後児童クラブ」、「地域子育て支援拠点」等を包括した新たな子育て支援拠点となる施設の建設が始まります。完成までに1年以上の期間を要しますが、本年度においては、町内の小学生を始め、町民の皆さまにも参加していただき、名称の決定など、開設に向けての準備に取り組んでまいります。

本年度におきましても広範な町民の皆さまの意見を傾聴し、地域づくりの主体である町民の皆さまとの確かな信頼関係を積み重ね、仁木町が「住んでみたい」、「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じられる本町の将来像を共有し、その実現に向けて、互いに連携を深め、力を合わせて定住人口の増加等に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和4年度仁木町一般会計を始め、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、私の所信と主な施策について申し上げます。

令和4年1月17日に閣議決定された「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による本年度の我が国の経済の見通しでは、経済対策を迅速かつ着実に実施することなどにより、GDP（国内総生産）は過去最高になることが見込まれるものの、引き続き感染症により内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を懸念しています。このような状況の下、新しい資本主義の実現のため、科学技術立国の実現やデジタル田園都市国家構想、経済安全保障の3つを柱とした投資を行い、デジタル人材の育成やグリーン社会の実現など、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し経済成長を図るとされています。

本町の財政状況は、令和2年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っている状態であるものの、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるといった財政基盤の脆弱さは財政運営上の大きな懸念要因となってまいります。今後も、町債や基金の適切な管理によって将来世代へ過度な負担を残さない、将来を見据えバランスがとれた健全な財政基盤を堅持してまいります。

2. 令和4年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は、高規格道路の建設に伴い土地売却による増収を見込み、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税等を合わせた町税全体では、前年度対比605万4000円増の3億2660万9000円を予算計上しております。地方交付税につきましては、普通交付税で18億2000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比1億7000万円増の19億6000万円を見込んでおります。地方債につきましては、（仮称）子育て支援拠点施設建設事業、農業競争力強化基盤整備事業、過疎対策事業債ソフト分等、それに臨時財政対策債を合わせた4億8100万円を予算計上しております。また、地方譲与税や各交付金につきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にありますが、前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算計上したところであります。基金からの繰り入れにつきましては、定住促進住宅補助金、企業立地助成金、乳幼児医療費助成事業などの総合戦略関連事業は、ふるさと振興基金1億3282万9000円を、役場庁舎等複合施設空調設備改修工事は公共施設等整備基金1億7145万9000円を、森林経営管理事業は森林環境譲与税基金174万円を活用し、事業を推進することとしております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金1億4535万6000円を取り崩し、繰り入れを行っております。

一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て支援などの総合戦略の推進やデジタル化の推進などに重点をおいた予算編成を行ったところであります。

予算規模。一般会計、総額44億9043万1000円、前年度対比6億8193万円（17.9％）の増。国民健康保険事業特別会計、総額1億9518万9000円、前年度対比1081万5000円（5.9％）の増。簡易水道事業特別会計、総額5億1823万3000円、前年度対比5524万8000円（11.9％）の増。後期高齢者医療特別会計、総額7907万2000円、前年度対比384万8000円（5.1％）の増。4会計予算の合計は、総額52億8292万5000円となり、前年度対比で7億5184万1000円、16.6％の増となっております。

3. 令和4年度の政策について。～町民に健康と安心を～。

少子高齢化の急速な進展や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中であって、全ての住民が家庭や地域の中で、健康で自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、共に支え、共に生きる「福祉コミュニティ」の実現を目指し、昨年度からスタートした「第3期仁木町地域福祉計画」に沿った取組を行ってまいります。特に、地域の実情に応じた様々な事業を担っている仁木町社会福祉協議会を始め、各町内会や民生委員児童委員と連携を密にしながら、生活困窮者やひとり親家庭、障がいのある方や高齢者世帯など、それぞれの生活の見守り等の取組を進めることにより、地域福祉の向上を推進させてまいります。介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。令和3年2月に策定された第8期後志広域連合介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを、2025年（令和7年）を目標として段階的に構築し、地域の実情に合わせて深化・推進していくこととされております。

高齢者の方々が、地域で暮らし続けられることができる環境を整えることを目的に、医療職や介護職等が一同に介し、多職種協働による個別ケースでの課題を共有する「地域ケア個別会議」を開催するとともに

に、地域課題に適応した社会基盤を築くことを目的に、行政のみならず保健、医療、福祉等の関係機関が密接に連携し、課題解決に向けた話合いや政策立案を行う「地域ケア推進会議」を定期的に開催します。また、生活支援体制整備の一環として、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体が中心となり、互助による生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向け、地域の支援ニーズの把握や関係者のネットワーク化に向けた取組を推進してまいります。本町の高齢化率は40%を超えている中、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。このため、認知症になったとしても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、本人や家族に対し、早期診断、早期対応に向けた支援を目的に、医師、保健師、ケアマネジャーで構成する「認知症初期集中支援チーム」による活動を始め、認知症対策を強化して取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、訪問型サービス・通所型サービスを引き続き実施してまいります。さらに、高齢者が要介護状態となることをできる限り防ぐために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう一般介護予防事業として「通所型短期集中予防サービス運動教室」を実施してまいります。また、高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため、リハビリ専門職の指導の下、認知症カフェの機能も取り入れた「リハカフェ」を本年度も引き続き開催し、介護予防対策と認知症対策を兼ねた一体的な支援に努めてまいります。さらに、要支援・要介護状態になるおそれのある対象者の把握に努め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう推進してまいります。併せて、町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましても、町内の社会福祉法人と連携を図りながら実施してまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、市町村が提供する地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を引き続き実施してまいります。また、近年、身体障がいに関する相談のほか、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方に関する相談が増加し、特に専門知識が必要な児童の発達障害等や成年者の事案が増えていることから、北後志5町村の基幹相談支援センターとなっている、しりべし圏域総合支援センターに加え、町内事業所に相談事業を委託し、相談体制の充実を図るとともに、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子ども達への早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。子育てをめぐる様々な課題への対応として、令和元年度に策定いたしました「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもと家庭と地域で育むやすらぎの里」を基本理念に、地域の皆さまが子育てを通じて優しいつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で、安心して子育てができる地域社会を築いてまいります。また、新たな子育て支援の拠点施設の整備につきましては、令和元年度に策定いたしました「（仮称）仁木町子育て支援拠点施設整備構想」に基づき、事業を推進しているところですが、本年度につきましては、令和5年12月竣工を目指し、建設工事に着手するほか、新たに整備される子育て環境を最大限に発揮できるよう、関係団体と密接に連携し、開所に向けた準備を進めてまいります。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が全面実施されておりますが、第2子以降の保育料を無償とする、町独自の支援である「仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業」や、子育て世帯の経済的負担を軽減し、さらには、多子世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とした、第3子以降の出産に対する出産祝金の贈呈、さらに、ひとり親家庭に対する保育奨励金を支給する子育て支援推進事業など、本年度も引き続き、子育て世代の経済的な支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進し

てまいります。社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として、通常保育に加え、ダンスやスキーを取り入れた情操教育を実践しているほか、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりの実施や、障がいのある児童の保育にも取り組んでおり、今後も引き続き、連携を図り、保育サービスの充実に努めてまいります。また、同法人が開設している、地域子育て支援拠点「おおきな木」は、子育ての孤立感、負担感の解消を目的に地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などの活動を実施しておりますので、多くの利用が図られるよう子育て世帯への周知に努めるほか、引き続き必要な支援を行ってまいります。また、児童養護施設櫻ヶ丘学園において、一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができるよう、本年度も仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。大江、銀山の両へき地保育所の運営管理につきましては、引き続き指定管理者制度による保護者のニーズに即した効率的な運営を行い、地域に根ざした保育所として特性を生かし必要な保育サービスを提供するとともに、今後の保育所のあり方について検討を開始します。

日中、保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供するため、引き続き放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設し、子どもの健全な育成を推進するとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。なお、利用する児童が増加している仁木地区につきましては、施設の確保が難しく、児童の安全を確保するため、昨年同様、小学3年生までの受入れといたしますので、ご理解願います。

町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、各世代別に生活習慣病予防に視点をおき、生活習慣病予防対策を推進してまいります。併せて、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付け、心身の健康づくりに取り組む必要があることから、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施するとともに、保健師及び管理栄養士による健康教育・栄養指導や健康運動指導士による健康運動教室や、町内の内科医による生活習慣病予防に関する講話を開催し、町民の健康増進に努めてまいります。

母子保健では、総合戦略の「結婚・妊娠・出産に対する支援プロジェクト」として、不妊に悩む家庭に対して北海道で実施している北海道特定不妊治療費助成事業を補完する助成を引き続き実施いたします。また、新生児聴覚検査費の一部助成や産婦健診費用の助成、妊婦健診、乳幼児健診、離乳食教室及び助産師等の専門職を活用した母親学級、産後ケア教室、訪問活動等を引き続き実施し、妊娠、出産、子育てに関する切れ目ない相談体制の強化を図ってまいります。さらに、発達障がい等で、子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による月1回の発達相談につきましても継続してまいります。

精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を支援するため、本年度も社会復帰学級を開催するとともに、引きこもり等で社会に適応することが困難な方に対しての相談体制の充実も図ってまいります。また、自分の意思を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により、法律的に保護・支援をしてまいります。

依然、猛威を振っている新型コロナウイルス感染症については、感染予防対策として、希望される町民の皆さまに対し、安全なワクチン接種体制を提供するとともに、正しい知識の普及や環境整備、医療機関等との連携を強化し、感染症の拡大抑制のための予防体制の充実と強化を図ってまいります。併せて、予防接種事業では、予防接種法に基づくBCG、四種混合、日本脳炎など乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌に対する助成を引き続き実施してまいります。

乳幼児期からの歯科保健対策として、学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施してまいります。また、ピロリ菌を早期に発見・除菌することにより、将来の胃がん等の発症を予防することができることから、中学2年生を対象として、本人及び保護者が同意の上、検査から治療に至るまでの費用を全額町が負担するピロリ菌対策事業を引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、市町村が運営してきたところですが、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、北海道が国保運営における中心的な役割を担っております。本町の国民健康保険税は、昨年度から資産割を廃止し、賦課方式を4方式から3方式にし、国民健康保険税の引下げを行ったところです。また、本年度からは、未就学児の国民健康保険税均等割の減額を実施してまいります。後志広域連合には、北海道に支払う国保事業費納付金を含めた分賦金を支払っています。本年度は、1億6807万5000円、前年度比1091万5000円増の分賦金が示されましたが、今後も被保険者の負担増とならないよう、健康増進や疾病の早期発見のための取組に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。被保険者証の交付は、例年同様7月に発送しますが、10月から導入される医療費2割負担への引上げに向けて、9月に再度、被保険者証の発行を行います。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、健康増進を支援する特定健診・特定保健指導、胃がん・子宮がん検診等への一部補助や短期人間ドック事業、後期高齢者歯科健診を引き続き実施してまいります。

北海道医療給付事業であります重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の各医療給付につきましては、総合戦略の「子育て世代の経済的支援プロジェクト」として、中学生までの入通院を対象とした乳幼児等医療費助成を引き続き実施するほか、それぞれの医療給付制度に町単独給付を上乗せし、実施してまいります。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図ってまいります。また、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制及び救急医療体制の維持を図るとともに、課題となっている産婦人科体制等の周産期医療体制の確保につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置しております「北後志周産期医療協議会」の決定事項に基づき、本町も応分の財政支援を行ってまいります。

近年頻発している自然災害に対しては、防災行政無線を活用して気象情報や警戒情報など早期の注意喚起を行うとともに、北後志消防組合仁木支署と協力し、昨年9月に配布した「防災ガイドマップ修正版」を活用した取組など、総合的かつ計画的な防災・減災に努めてまいります。また、国及び北海道による原子力防災計画等の修正を踏まえ、感染症対策を盛り込んだ地域防災計画の見直しを行うとともに、原子力防災対策費補助金を活用して、資機材や食料品のほか、長期的な避難にも対応できるよう、パーテーションなどの整備を行ってまいります。指定避難所における公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置につきましては、仁木地区及び大江地区の避難所で令和4年1月から運用を開始したところであり、接続方法などの周知に努め、より一層の防災拠点及び避難所としての機能強化を図ってまいります。防災士の配置につきましては、昨年職員1名が特定非営利活動法人日本防災士機構が定める養成研修を履修し、防災士としての認証を受け実務に携わっております。本年度も引き続き、所要の研修に職員を派遣し、防災士による組織体制の強化に努めてまいります。仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症の発生状況を見極めながら継続して取り組み、災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚を図ってまいります。余市川の治水対策につきましては、固定式大型排水ポンプ4台、移動式大型排水ポンプ5台を配備し対応しているところであり、適切な保守管理に努め、冠水被害防止に努めてまいります。

消防行政としましては、町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることを消防活動の使命としているところであります。現在、仁木支署では、複雑化・高度化する消防活動及び救急救命活動における知識、技能の維持・向上のため、各種研修会への参加並びに訓練を行うとともに、資機材の整備を計画的に行っております。新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き感染防止資機材の整備や職員の感染防止対策を講じ、消防サービスの低下を防ぎ、町民の皆さまに対する感染リスクの低減に努めてまいります。仁木消防団につきましては本年2月1日現在で男性団員83名、女性団員17名の合計100名が地域防災の担い手として、防災意識の向上、地域住民の皆さまへの防災啓発に努めております。また、仁木消防団に配備しております小型動力ポンプ付き積載車の老朽化が著しく、今後不具合の発生や修理による長期間の運行休止が予想されることから、車両を更新することとしております。導入する車両は、小型ポンプ一式を積載し火災出動に備えるとともに、車両サイズを大きくして人員及び資機材の搬送能力の向上を図り、多様化する救助内容にも迅速に対応できるものにしてまいります。今後におきましても、火災予防に関する広報や消防訓練による火災被害の軽減に向けた取組を継続するとともに、救急救命講習など応急手当の普及拡大に努め、地域住民の防災意識の向上を図るとともに、仁木支署と仁木消防団との連携強化による迅速な消防活動により、町民の安全・安心を確保してまいります。

交通安全対策につきましては、昨年7月に死亡交通事故が発生し、令和元年から続いていた「交通死亡事故ゼロの日」が、途切れることとなりました。町内での事故発生件数は平成28年以降低く推移していましたが、令和3年は発生6件、死者1名、負傷者9名と大きく増加してしまいました。これ以上痛ましい事故が町内で発生しないよう、関係機関と連携を図りながら、日々を積み重ねてまいります。コロナ禍で屋外レジャーの需要が増えたことによる交通量の増加や後志自動車道開通に伴う交通状況の変化も踏まえ、老朽化した交通安全灯の計画的な更新など、交通安全の環境整備を一層強化するとともに旗の波運動や交通安全指導員を中心とした啓発活動などを継続して実施してまいります。また、犯罪防止に大きな役割を担っている防犯灯や街路灯につきましては、LED化の取替希望が一段落となりましたので、本年度から維持管理費の軽減に取り組んでまいります。

～町民に質の高い教育を～。

教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めるとともに、仁木町教育大綱に基づき、教育委員会や関係機関と意思疎通を図り、「いつまでも・いつでも学べる町」の実現に向け、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めてまいります。

～町民に生活の潤いを～。

生活や産業の基盤であります道路・水道の整備及び適切な維持管理、河川の適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、児童及び歩行者の安全な通行空間を確保するため、令和5年度の工事に向け、仁木小学校前の町道西壮3号線の歩道拡幅設計（延長200m）を実施してまいります。橋りょう補修事業につま

しては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい光明寺橋・稲穂橋及び然橋の補修工事を実施してまいります。橋りょうの点検につきましては、法令で定められた5年に1度実施となる近接目視点検が昨年度より2巡目に入っており本年度は、35橋（平成29年度実施分）を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため、本年度も定期的にパトロールの実施、路肩等の草刈り、路面補修などを実施してまいります。

除排雪事業につきましては、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長89km（車道133路線、歩道9路線）の除雪を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となる排雪業務を実施してまいります。持続可能な除雪体制を維持するため、老朽化に伴い作業に支障を来し更新が必要となっている業者が保有する除雪ロータリについては、業者において更新することが困難なことから、町が所有する機械として1台を購入するほか、個人が管理する私有道路の除雪に対する補助金も継続して交付してまいります。

後志自動車道余市・小樽間の開通により、観光振興や産業振興のみならず、私たちの日常生活においても、その便利さを実感しているところであります。接続する一般国道5号、倶知安・余市道路につきましては、鋭意工事が進められており、令和6年度には、東町12丁目地内に（仮称）仁木インターチェンジの開通を予定しているところであります。

北海道新幹線の札幌延伸工事につきましては、二ツ森トンネル（尾根内工区）の本坑掘削工事が進められ、本年2月1日現在でトンネル延長4615mのうち2443m（掘削率53%）まで掘削工事が進んでいます。新幹線工事に伴うトンネル発生土の受入れにつきましては、大江地区及び長沢地区の住民の皆さまのご理解ご協力により、大江地区町有地での仮置き、長沢地区町有地への搬入が行われているところであり、今後におきましても、地域の皆さまに情報をお伝えしながら両事業が円滑に進められるよう対応してまいります。

河川の維持管理につきましては、引き続き、緊急浚渫推進事業を進めてまいります。本年度は、寺の川（延長860m）・宮の川（延長1320m）・馬群別川（延長250m）の河川掘削及び河川内の伐採工事を実施してまいります。近年、災害が激甚化・頻発化する中、災害の発生を予防するため、緊急自然災害防止対策事業を進めてまいります。本年度は、道路防災として、仁木山の手線法面保護工事（延長25m）を実施してまいります。また、旭台の町道尾猿内西線の横断管閉塞の解消に向け、調査測量設計を実施してまいります。河川改修としては、上尾根内川護岸補修工事（延長40m）を実施してまいります。次年度以降の護岸工事に向け、マカナイ川（延長360m）及び砥の川（延長35m）の護岸設計を実施してまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であると捉えております。令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の改正により、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成が努力義務化され、国土交通省の補助制度を活用するための要件となっております。本町においては、既存の「仁木町地域公共交通網形成計画」の期間延長により猶予措置を受けておりますが、本年度で期間の満了を迎えることから、令和5年度からの新計画の策定に着手してまいります。また、町予約制バス（ニキバス）につきましては、本年度から定時定路線のコミュニティバスとして運行することとし、所要の準備を進めてまいります。

北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線の取扱いにつきましては、本町以南の沿線自治体の方向性が「全線バス転換」で示されたところであり、本町においては、地域の公共交通の転換期を迎えることから、引

き続き町民の皆さまから意見や要望を伺いながら、より利用しやすく持続可能な交通体系の確立に向けて取り組んでまいります。

町営住宅事業につきましては、適宜修繕等を実施し、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

水道事業につきましては、引き続き、大江地区の配水管整備事業を進めてまいります。本年度は大江1丁目から3丁目までの国道5号沿い水道本管（延長2903m）、道道仁木赤井川線沿い水道本管（延長110m）及び町道上山道裏線ほか1路線の水道本管（延長1379m）の布設替工事を実施し事業完了の予定であります。また、経年劣化による赤錆対策として、砥の川添架管布設替工事（延長21m）を実施してまいります。なお、新然別浄水場を始めとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、各種ポンプの交換等、計画的な更新を進めてまいります。人口3万人未満の簡易水道事業につきましては、令和5年度までに現在の官庁会計から地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行が必要となり、昨年度より事業に着手しておりますが、本年度は、固定資産台帳整備及び公営企業法移行支援業務を実施してまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理が励行されているところですが、町の広報を活用し、ごみの一層の減量化に向け、町民意識の醸成に努めます。さらには、昨年10月に発生した、塵芥収集車の火災事故を踏まえ、正しいごみの出し方について、周知に努めます。なお、仁木町クリーンセンターへの埋立計画期間が令和8年度末に満了を迎える予定となっていることから、現行の施設の延命化に努めるとともに、次期計画の策定に着手いたします。粗大ごみの収集につきましては、仁木町クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集を2回実施してまいります。また、日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がい者の方々に声かけによる安否の確認等を行いながら、個別に訪問し、ごみを収集する「ふれあい収集」を引き続き実施いたします。環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、平成26年度から実施している町内の個人設置・個人管理によるし尿汚水と雑排水処理を行う合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。また、本町を含む北後志5か町村で構成しております北後志衛生施設組合のし尿処理施設「北後志衛生センターし尿処理施設」の更新については、令和7年度からの供用開始を目指し、本年度より建設工事が着工される運びとなっておりますので、引き続き構成町村とともに余市下水処理場で受入れ処理する下水道広域化推進総合事業を進めてまいります。余市町、赤井川村とともに例年5月に実施しております余市川クリーンアップ作戦は、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度は中止となりましたが、引き続き余市川環境保全への意識高揚に努めてまいります。

～町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を～。

昨年の仁木町農業を振り返りますと、6月後半から7月にかけて記録的な猛暑や9月から10月にかけて雨量が多かったことなどがあったものの、台風による大きな被害もなく、総じて良好な年でありました。主要農産物でありますミニトマトは、猛暑による高温障害等により収穫量は前年を下回ったものの、市場の平均単価が高かったこともあり、前年を上回る出荷額となりました。水稻も作況指数が108の「良」となりました。ぶどうは、露地・ハウス栽培及び醸造用も平年を上回る生育と収穫となり、さくらんぼも好天に恵まれ日照時間が平年を上回ったことから、全量40%程度の増収になったものと推計しております。一方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外国人技能実習生が入国できないことによる労働力不足や外食用需要の減少による販売価格の低下、観光農園やワイナリーへの来場者の減少など農業分野においても

大きな影響をもたらしております。このことから、関係機関と連携した新たな労働力の確保や国の支援制度の円滑な活用に向けたホームページ等での情報提供に取り組んでおり、今後も引き続き、関係機関、団体と連携してまいります。

また、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足が顕在化していることから、新規就農の育成確保に向け仁木町新規就農受入協議会が中心となり、各種施策や取組を進めるほか、「農業経営の第三者継承の円滑化に向けた仕組みづくり」や「農業人材の供給システムの構築」にも取り組んでまいります。本年度は、4名の農業研修生を受け入れ、昨年度研修した者のうち2組は本年度からトマト農業者として就農することから、定着に向けて関係機関、団体が連携し支援を実施するほか、生産基盤となるパイプハウスの新設を引き続き支援してまいります。

ブランド産地確立対策につきましては、新おたる農業協同組合が実施する仁木町産農産物PR活動や、農産物のブランド産地化の支援に引き続き取り組んでまいります。特に、ブランド名「La La Shine（ラ・ラ・シャイン）」として注目を集めている生食用ぶどうのシャインマスカットは、更なるブランド化に向け、生産者団体及び関係機関、団体と連携した取組を積極的に支援してまいります。

農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が行う取組には、国の多面的機能支払交付金を活用し支援してまいります。また、消費者の米離れやコロナ禍による外食向けの業務用米の需要の減少により、米価が大幅に値下がりし、水田農業を取り巻く状況が厳しくなっている中、仁木町地域農業再生協議会が中心となって国の交付金を活用し転作作物の蕎麦や飼料用米、加工用米、輸出用米への支援を継続し、水田農業経営の安定化に取り組んでまいります。さらには、水田農業が持続できる生産基盤を構築するため、低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など農業者自らが施工する簡易な基盤整備を支援する町の単独事業である「基盤整備推進事業」を継続するほか、農業用水の安定に向け、余市川土地改良区の5つの頭首工の改修事業につきましても引き続き支援を行います。本年度は、道営事業において長沢頭首工、銀山頭首工及び尾根内頭首工の改修工事を実施するところですが、受益者の負担を軽減するための支援を強化いたします。さらには、土地改良施設維持管理適正化事業において実施する東町支線用水路の改修工事及び七曲揚水機場の補修にも引き続き支援してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、仁木町鳥獣被害対策実施隊、北海道猟友会仁木支部の協力をいただきながらエゾシカ、熊の駆除を引き続き実施してまいります。また、農作物に被害を受けている方のアライグマ用箱わな、鹿用くくりわな、鹿の進入防止柵、鹿用音響・発光忌避機材の購入に対する支援や狩猟免許取得への補助にも引き続き取り組むほか、近年、町内各地で熊の確認が相次いでいるところですが、住民の安全な暮らしを守り、農作物の被害を回避するため、熊捕獲用檻を購入し、4台に増やすなど取組を強化します。

農業振興地域整備計画策定について、前年実施した基礎調査に基づき作成した資料で北海道と協議し、仁木町農業振興地域整備計画を変更してまいります。令和元年度より国から交付されております、森林環境譲与税交付金を活用し、森林経営管理制度に基づく意向調査の実施及び森林作業道整備や造林地の下刈の支援に取り組んでまいります。毎年変わる気象や世界の様々な情勢変化、国内での産地間競争の激化など、時代の変化に柔軟に対応し戦い抜ける仁木町農業を目指し、本年度も町民の皆さまと力を合わせ全力で取り組んでまいります。

未だに収束の時期が見えない新型コロナウイルス感染症の影響で我が国の経済も低迷が続き、町内の商工業者は依然として厳しい経営状況にあります。このような中、経営合理化や事業の円滑化を図るため、北海道の融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行うとともに、経営指導や各種相談業務を行い町内商工業者の健全育成に当たっている仁木町商工会に対する助成も継続して行ってまいります。

総合戦略に位置付け、余市町と連携して進めてきました「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」のワイナリー誘致活動の取組により多くのワイナリー開業希望者が本町で就農を開始しております。道内有数のワイン産地として持続・発展して行けるよう、夢の実現のため本町で就農した者や既存ワイナリー事業者の定着に向けて新おたる農業協同組合等と連携し、各種補助事業や農地取得に関する情報提供をしてまいります。また、ワイナリー事業者や町民を対象としたワインセミナーの開催等によりワイン文化の醸成を図ってまいります。

少子高齢化や技術革新、新型コロナウイルス感染症により、産業構造や就業形態が急速に変化し、東京一極集中から、地方への新しい人の流れをつくることが求められております。このような環境や社会の変化を踏まえ、既存企業への企業立地助成金等の支援を継続するほか、新たな企業との連携を一層推進し、移住・定住、企業誘致や本町での起業家に対する支援などについて検討を進めてまいります。また、本年度も国の地域力創造アドバイザー制度を活用し、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら、今後の地域課題解決やグローバル化に対応できる人材の育成など、町の施策展開を検討、実施してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、本年3月現在、8名の隊員が地域おこし活動に取り組んでおり、そのうち4名が3月末日をもって任期を終える予定となっております。これまでの経過を踏まえ、引き続き地域外の人材を積極的に受け入れ、地域力の維持・強化を図っていくこととし、新たに隊員を募集するとともに、既存隊員の活動や本町への定住定着に向けた支援を関係機関、団体と連携し行ってまいります。

観光の拠点施設である農村公園フルーツパークにきは、オープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設としての役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るとともに、数年後に予定されている一般国道5号倶知安・余市道路（仮称）仁木インターチェンジの開設に合わせ、観光拠点としての機能を更に強化し、多くの方々により魅力的な施設と感じていただけるよう指定管理者と連携し、改修・整備に向けた調査検討を進めてまいります。

仁木町観光管理センターは、果樹観光やワインツーリズムなど本町の観光や特産品の情報発信拠点施設としての役割を担っており、引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努めてまいります。

スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流の場である、ふれあい遊トピア公園は、町民の皆さまを始め、多くの方々の利用により賑わっており、コロナ禍においても外出機会の減少による運動不足解消等にご利用いただいております。今後も新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による運営を行ってまいります。

昨年度に北町8丁目に設置した「仁木町多目的滞在施設（Casual inn Niki）」は、本年度から地域経済の振興を図ることを目的に観光や仕事等で本町を訪れる方の宿泊施設としての営業を開始いたします。運営に当たっては、指定管理者制度を導入し、今後の新型コロナウイルス感染症拡大時の医療・介護従事者の利用も考慮した上で、無人受付ホテルの経営実績を有する民間事業者による効率的な運営と利用者サー

ビスの向上を図ってまいります。

観光客の誘致促進に向けたイベントにつきましては、昨年、新型コロナウイルス感染防止に配慮して実施した「さくらんぼフェア」と「秋のくだものフェア」を継続し内容の充実を図ってまいります。なお、参加申込みを必要とするイベント「フルーツ＆ワインマラニック」につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見えない中での開催は難しいと判断し中止することといたしました。また、イメージキャラクターや観光PRなどの観光振興事業や業務推進に係る仁木町観光協会に対する助成につきましても継続して行ってまいります。

昨年度、多くのご寄附をいただきました、ふるさと納税につきましては、本年度も事業者の皆さまのご協力をいただきながら、魅力ある返礼品の開拓に努める等、新規寄附者の拡大やリピート率の向上を図るため、取組を強化いたします。

～町民とともに推進するまちづくりを～。

少子高齢化の進行などにより、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わり、地域社会が抱える課題も福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するには、行政だけではなく、町内会を始め個人やまちづくり団体等がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動することが大切であり、自助・互助・共助・公助の視点に立ち、行政はより一層対話を進め、住民や団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められています。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めるため、まちづくり協働事業助成を始め、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進める中、これからも情報提供への要望はますます高まってくるものと考えております。親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開し、町広報紙を始め、ホームページやSNSなど様々な情報共有ツールを使用した的確かつ迅速な行政情報及び地域情報の発信に努め、より多くの町民の声を聴き、町民相互の連携が図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。

また、町全域への光回線整備やデジタル化の進展により、役場に行かなくても、マイナンバーカードを用いて申請手続きを可能とする「ぴったりサービス」の普及促進を図り、子育て・介護関係の行政手続きについてオンライン化を進め、住民の利便性の向上に努めてまいります。さらには、デジタル情報技術職員を採用するほか、昨年9月に設置された、「デジタル庁」に職員を派遣する等、デジタル化を推進できる体制を整備します。本町が自主自立に向けたまちづくりをさらに進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。町民参加の下、まちづくりの共通目標となる第6期総合計画に基づく計画的なまちづくりを推進してまいります。さらに、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的・機能的な行政体制を確立するため、研修の充実を図り、職員の能力開発・人材育成に努めてまいります。また、庁舎等複合施設につきましては、建設から20年以上が経過しており、同施設の個別施設計画に基づき、本年度は、多目的文化ホールの空調設備などの更新工事を実施してまいります。また、平成28年度策定の仁木町公共施設等総合管理計画は、国の通知を踏まえ見直しに取り組んでまいります。

4. むすび。

以上、令和4年度の町政執行に関する所信と骨格となる施策を申し述べさせていただきました。限られ

た財源と人員、さらにはコロナ禍の厳しい状況の下、仁木町の未来を見据え、前例にとらわれることなく、柔軟で大胆な発想と挑戦し続ける行動力をもって、職員と一丸となって持続可能なまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、皆さまのご理解、ご協力を切にお願い申し上げ、令和4年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（横関一雄）次に、令和4年度仁木町教育行政執行方針について発言を許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和4年度仁木町教育行政執行方針。

令和4年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町のエ教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和3年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

一昨年から続いております新型コロナウイルスによる感染は、収束と拡大を繰り返しており、全ての方の生活に大きな影響を及ぼしております。本町においても、学校行事の縮小や学習活動の制限、更には施設の利用制限など多くの制約の中での活動となっており、1日も早い終息を願っております。

さて、学校教育につきましては、昨年度策定いたしました仁木町学校教育基本方針において、小中一貫教育の導入が決定し、本年度から義務教育期間の9年間を見通した教育の実現に向けた取組に着手いたします。また、生涯学習においては、総合計画にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しや新たな事業を実施して、コロナ禍の中でも町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和4年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。全面実施された新しい学習指導要領では、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されております。これらの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加えICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。そのためには、教職員一人ひとりが、これまでの優れた教育実践とICTを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことに取り組んでまいります。

英語の学力向上につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検I B Aや2名体制の外国語指

導助手を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、昨年度、策定した仁木町学校教育基本方針を踏まえ、仁木地区では小中一貫型小学校・中学校、銀山地区では義務教育学校の導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画策定」、「9年後の目指す子ども像の設定」、「小中学校間の乗り入れ授業」などに取り組んでまいります。

情報活用能力の育成につきましては、GIGAスクール構想が示されて以降、ICT環境を整備しており、ICT支援員を活用し、教師のICT活用能力の育成や学校教育の質の向上に向け取り組んでまいります。また、情報モラル教育につきましては、教育へのICT機器の活用が急速に進められたことから、適切な利用について教育委員会が中心となって統一した指導を関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めてまいります。

地域と連携した信頼される学校づくりににつきましては、地域住民や保護者等が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育むコミュニティスクールを活用して取組を進めてまいります。郷土を愛する心の育成につきましては、地域コーディネーターを中心として、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業等からの講師派遣、更には地域課題への取組などを積極的に授業へ活用していくほか、社会科副読本を活用し、地域における社会生活を総合的に理解し、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇りや愛情を育む「ふるさと教育」に取り組んでまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。近年問題視されている教職員の長時間労働の対応につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプラン（第2期）に基づき、長期休業期間中における閉校日や定時退勤日の設定など従前からの取組を継続しつつ、新たにICTを積極的に活用した業務の推進や時間外在校時間の公表などの取組を実施し、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、学校の新しい生活様式を踏まえた基本的な対策を実施し、ウイルスの変異により変化していく学校の対応を積極的に支援していくほか、子どもたちの心のケア、更には新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖に備え、タブレットを活用したオンライン授業等の準備を完了しており、学びを止めない対策に努めてまいります。

ICT機器の整備につきましては、各学校で学習eポータルや学びの保障オンライン学習システム等、デジタル教材の活用が進んでいることに伴い、増加するデータ通信量に対応するため、昨年度実施した仁木地区の小中学校と同様に銀山地区の小中学校についても、役場に集約してインターネットへ接続する「役場集約型」から、学校毎に直接インターネットへ接続する「個別接続型」に変更し、データ通信の高速化、安定化を図る取組を進めてまいります。

各学校とも建設後、四半世紀が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、仁木町学校施設個別施設計画を踏まえ、本年度は、仁木中学校の大規模改修に伴う実施設計を行ってまいります。また、他の学校においても計画的な長寿命化改修及び大規模改造について準備を進めてまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、栄養教諭を中心として引き続き各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導、並びに本町及び北後志管内を始めとした北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の大切さや地域の食文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。なお、コ

コロナ禍の影響により流通経費などが高騰し、食材単価が上昇していることを受けまして、本年度から学校給食費を2.5%程度値上げしてまいります。学校給食調理業務につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、18年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え、経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度は調理室にある電気回転釜を更新する予定であり、今後においても計画的な更新を予定しております。また、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。いつまでも学習の推進につきましては、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。また、第8期仁木町社会教育中期計画につきましては、本年度が最終年次となることから、これを総括し、多方面からの意見を踏まえながら、新たに令和5年度から令和9年度までの5か年計画を策定してまいります。

子どもの読書活動につきましては、仁木町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に付けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。

高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学などを通して充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら楽しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めていくほか、本年度は子どもたちがプロレベルのスポーツ選手と触れ合える機会を設けたいと考えております。また、体育協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を、町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、文化財の保護・活用いたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組み、新たな価値や魅力の発信に努めてまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送

ることができる環境づくりに努めてまいります。また、施設の多くが建設後30年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等について準備を進めてまいります。

以上、令和4年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。教育委員会といたしましては、子どもたちから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）以上で『令和4年度仁木町町政執行方針』、『令和4年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時57分

再 開 午前11時57分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は、明日3月11日金曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時58分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和4年3月10日～3月22日（13日間）

1日目 令和4年3月10日（木）

（開会 ～ 午前9時30分 ／ 散会 ～ 午前11時57分）

議案 番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案 第1号	令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）	R4.3.10	原案可決
議案 第2号	令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	R4.3.10	原案可決
議案 第3号	令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	R4.3.10	原案可決
議案 第4号	令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	R4.3.10	原案可決